

関東信越税理士会 熊谷支部9月例会次第

日時 平成30年9月7日(金)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 8月 9日(木)	支部例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 8月 9日(木)	納涼会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 8月10日(金)	南部地区委員会	於	廣川
(4) 8月17日(金)	西部地区委員会	於	大衆割烹 伍
(5) 8月20日(月)	北部地区委員会	於	満る岡
(6) 8月22日(水)	中央地区委員会	於	いづみ寿司
(7) 8月22日(水)	麻雀愛好会深谷大会	於	麻雀倶楽部紅白
(8) 8月22日(水)	深谷地区委員会	於	埼玉グランドホテル深谷
(9) 8月24日(金)	大里地区委員会	於	富義
(10) 8月28日(火)	三者懇談会・組織委員会・懇親会	於	ホテルガーデンパレス
(11) 8月29日(木)	東部地区委員会	於	徳樹庵熊谷銀座店
(12) 8月31日(金)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(13) 8月31日(金)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(14) 9月5日・6日	金井千尋会員御母堂様 通夜・告別式	於	西照寺 大谷斎場

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 例会・署との協議会

日時 9月7日(金)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 理事推薦委員会

日時 9月7日(金)午前10時30分～

場所 ホテルガーデンパレスロビー

(3) 研修会

日時 9月7日(金)午前10時45分～12時45分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「税理士のための健康講和」Ⅱ

講師 国際中医師 木津 学先生

(4) 県北地域全税共業務推進協議会

日時 9月7日(金)午後4時30分～7時00分

場所 ホテルガーデンパレス

(5) 東京一日研修

日時 9月11日(火)

場所 国会見学研修・皇居参拝コース・GINZA SIX 他

(6) 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会

日時 9月14日(金)午後2時00分～

場所 熊谷市立商工会館

(7) 租税教室講師研修

日時 9月21日(金)午後1時30分～3時30分

場所 熊谷税務署 別館会議室

(8) 正副文部長・署との協議会

日時 9月28日(金)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(9) 正副支部長・地域長会議

日時 9月28日(金)午後4時45分～

場所 支部事務局

(10) 県連野球・ソフトボール大会

日時 10月4日(木)午前9時00分～

場所 大宮けんぽグラウンド

(11) 熊谷資産税研究会定期総会

日時 10月11日(木)午後1時30分～

場所 熊谷文化創造館さくらめいと 会議室2

(12) 大里地区租税教育推進協議会役員会

日時 10月23日(火)午前10時30分～

場所 埼玉県産業技術総合センター北部研究所 3階講堂

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

新井 進 (平成30年8月23日登録 深谷地区)

〒366-0801 深谷市上野台字台坂東275-3

TEL 048-572-6395 FAX 048-572-6395

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 10月5日(金) 午前9時30分～

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 10月5日(金)午前10時45分～12時45分

内容 消費税

講師 熊谷税務署担当官

単位 3単位 (署との協議会を含む)

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域 9 月例会

平成 30 年 9 月 7 日 (金)

(会務報告)

平成 30 年 8 月 23 日 (木) 大同生命専業支社との県北ブロック推進会議
紹介税理士拡大に向けた協議会
17:00～ マロードイン熊谷

平成 30 年 9 月 7 日 (金) 県北ブロック全税共業務推進会議
16:30～ ホテルガーデンパレス

(会務予定)

平成 30 年 9 月 11 日 (火) 大同生命との決起大会
福祉共済事業について
10:30～ パレスホテル大宮

平成 30 年 9 月 13 日 (木) あんしん財団熊谷地域推進協議会
新規加入者推進について
18:30～ はっかい

平成 30 年 9 月 25 日 (火) 第 6 回常務理事会・第 3 回地域長会
12:00～ パレスホテル大宮

平成 30 年 9 月 25 日 (火) 大同生命「総合事業保障プラン」の推進について
14:00～ パレスホテル大宮

平成 30 年 9 月 28 日 (金) ひまわり生命との協議会
全税共キャンペーンについて
15:30～ 清水園

以上

平成30年9月7日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 寺 山 智 久

副支部長 福 島 泰 彦

地域長 山 崎 浩 成

研修部長 中 村 武 司

税理士会36時間規定研修

平成30年度支部研修会のご案内

拝啓 爽涼の季節となりました。会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成30年10月5日（金）午前10時45分～12時45分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 消費税

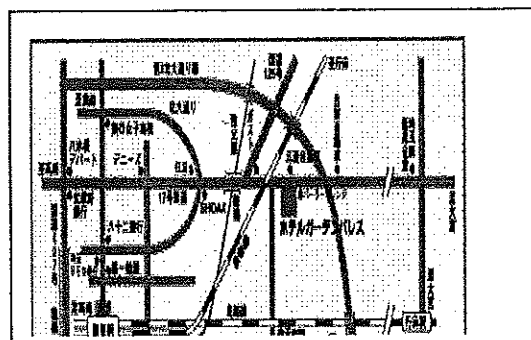
講師 熊谷税務署担当官

対象 税理士会会員及び職員

バス 午前9時10分以下記の2カ所よりバスが発進します。

熊谷市役所付近 熊谷駅南口

単位 2単位



資料準備の為、9月21日（金）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成30年10月5日の支部研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

平成30年9月7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

『確定申告の早見表』について

今年度も各会員一人一冊無料配布されますが、ご希望により予約販売いたしますので、必要な先生は下記申込書を支部事務局にご提出下さい。

価格 @113円

※ お申し込みは9月21日（金）までをお願いします。

FAX 521-9612

申込冊数 _____ 冊

氏名 _____

日連 30 第 681 号
(国 際 第 6 号)
平成 30 年 8 月 30 日

税理士会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 神津 信一
(公印省略)

「新輸出大国エキスパート（税務・会計）」公募の実施について（周知依頼）

標題の件について、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）では、中堅・中小企業の海外展開支援のひとつとして、「専門家による支援」を実施しておりますが、今般、昨年度に引き続き、税務・会計に係る専門家（「新輸出大国エキスパート（税務・会計）」）を別添のとおり公募することとしています。

つきましては、貴会におかれましても、ホームページ等にてご周知いただきたく、よろしくお取り計らい下さるようお願いいたします。

◆ 参考 URL

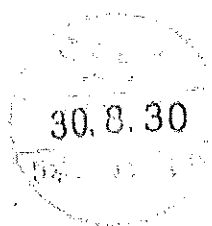
新輸出大国エキスパート業務（税務・会計）（スポット型）（ジェトロホームページ）

<https://www.jetro.go.jp/procurement/publicoffer/bdb/58e9a6b9abc4d328.html>

◆ 公募期間

平成 30 年 8 月 24 日（火）～9 月 7 日（金）

以上



2018年8月30日

BDB180830001

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 様

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
総括審議役（国際展開支援担当） 平野 修一
（公印省略）

2018年度「新輸出大国エキスパート（税務・会計）」公募にかかる広報協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
貴連合会におきましては、ジェトロが事務局を務める新輸出大国コンソーシアムにおいて、日頃よりご協力賜っており、誠にありがとうございます。
新輸出大国コンソーシアムでは、海外展開を目指す中堅・中小企業への支援の一環として「専門家による支援」を提供しており、今般、昨年度に続き「新輸出大国エキスパート（税務・会計）」として、税務・会計の専門家を公募することにいたしました。
つきましては、標記の公募についての広報協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 貴連合会への依頼事項：貴連合会ウェブサイトでのジェトロウェブサイトへのリンクによる広報協力
【ジェトロウェブサイト：公募情報】
<https://www.jetro.go.jp/procurement/publicoffer/bdb/58e9a6b9abc4d328.html>
2. 専門家の公募期間：2018年8月24日（金）開始～2018年9月7日（金）締め切り
3. 公募説明会：2018年8月31日（金）10時30分～11時30分（参加は任意）
4. 契約開始：2018年10月（予定）
5. 専門家の選定方法：ジェトロウェブサイトに掲載する応募方法に基づく書類審査および面談審査
6. 弊機構の担当者：（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス展開支援部 新興国進出支援課
斎藤 聖子
TEL: 03-3582-8333
E-mail: Seiko.Saito@jetro.go.jp, BDB-Expert@jetro.go.jp

以上

平成30年 8 月 吉日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会
会 長 江 本 英 仁
(公印省略)

会費収納に関するご案内

会員各位におかれましては、本会会務の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年 4 月より本会が預金口座振替を利用し、会費（本会・県連・支部分）の収納事務を行っております。つきましては、先般ご提出の「金融機関提出用口座振替依頼書」にご記入いただいた預金口座から、下記のとおり振替させていただきますので、金額等のご確認をお願いいたします。

記

【会費の預金口座振替に関して】

1. 収納内容

会費（本会・県連・支部分）

※政治連盟との事務委託契約に基づき、県税理士政治連盟の会費（4 月及び10月に各々5,000円）を同時に収納する場合があります。〔税理士法人会員は除きます〕

2. 預金口座振替日

毎事業年度の 4 月及び10月の各26日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）

※対象期間 4 月（上期 4 月～9 月分）、10 月（下期10月～3 月分）

※上記の日に振替不能の方については、各振替日の翌月の26日に再振替

※預金口座振替へのご変更又は口座情報等にご変更がある場合には、本会事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

3. 収納金額

支部名	引落月	本会会費	県連会費	支部会費	合 計
熊谷	4 月	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円
	10月	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円

払込票(コンビニ・郵便併用)を利用し、会費の納入をされている皆様へ

預金口座振替をご希望されなかった方には、毎事業年度の 4 月及び10月の中旬頃に払込票(コンビニ・郵便局併用)を送付いたしますので、払込票をご利用の上、できるだけ早期に納付くださいますようお願い申し上げます。(納付期限：上期 4 月末、下期10月末が原則)

預金口座振替による会費収納へのご変更を、重ねてお願いいたします。

〔お問い合わせ先〕

関東信越税理士会 事務局

Tel.048-643-1661 (会費担当)

熊谷市中小企業振興条例（案）施策の基本方針に係る事業一覧

No.	事業名等	条例	要綱等	事業内容
融資あっせん事業 A				
1	中小企業一般事業資金融資	11条	○	融資あっせん及び信用保証料、利子の補助
2	中小企業緊急経営安定資金融資	11条	○	緊急時に必要な融資のあっせん
3	中小企業経営合理化資金融資	11条	○	融資あっせん及び利子補助
4	中小企業小口事業資金融資	11条	○	融資あっせん及び信用保証料補助
5	中小企業長期経営近代化振興資金融資	11条	○	融資あっせん及び利子補助
雇用促進事業 C				
6	中小企業退職金共済掛金補助事業	10条	○	退職金共済掛金の補助
中小企業団体等への助成 A・C・D				
7	中小企業団体への助成事業	4条	—	商工会議所や商工会等の事業費の一部を助成
8	商工業経営者共同グループ指導及び補助事業	4条	○	商工業経営者グループの研究等に対する助成
9	商店街活性化推進事業	—	○	商店街が販促活動を行う活動に対して助成
10	街路灯リニューアル支援事業	一部 8条	○	商店街で管理する街路灯の建替等を助成
11	共同利便施設補助事業	8条	—	アーケードや街路灯の整備への助成
12	商店街の街路灯に係る補助事業（電気料）	—	○	商店街が管理する街路灯の電気料金の助成
創業に関する事業 B				
14	創業支援事業者補助事業	—	○	創業支援事業者に対する助成
15	創業者支援補助事業	—	○	市内で創業する事業者に対する助成
商工業者等への助成 A・B・D				
16	個店連携応援事業	—	○	中小商業者が連携した活動に対して助成
17	空き店舗等活用支援事業	—	○	空き店舗等を活用して開業する事業者への助成
18	中心市街地活性化事業	—	○	中心市街地の活性化を図る事業に対する助成
19	新商品の生産による新事業分野開拓者認定事業	—	○	市が随意契約により購入することを可能とする事業者を認定
20	産学連携による新製品等開発事業	—	○	産学連携による新製品等の開発に対して助成

日時 平成 30 年 9 月 7 日 (金)
9 時 30 分～
場所 杉木ガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) e-Tax の一層の普及及び定着について (総務課)
別添 1 「平成 29 年度における e-Tax の利用状況等について」参照
平成 29 年度における e-Tax の利用状況等が国税庁ホームページに掲載されました。

e-Tax の普及及び定着につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。

国税庁では、平成 26 年 9 月に財務省において決定された「財務省改善取組計画」に基づき、利用者の利便性向上を図りつつ、e-Tax の一層の普及・定着に向けて取り組んできましたが、当該計画の対象期間が平成 29 年 3 月までであり、後継の計画が策定されなかったことから、平成 29 年度は、当該計画を踏襲して取り組んでまいりました。

この「財務省改善取組計画」では、e-Tax の利用満足度やオンライン利用率などを評価指標として、平成 29 年 3 月末までに達成すべき目標値に達成していない手続きについては、当該目標値を目指すとした設定を行ってまいり、この度、平成 29 年度における実績値が確定しましたのでお知らせいたします。

別添 1 「平成 29 年度における e-Tax の利用状況等について」の「オンライン利用率」及び「ICT 活用率」を参照ください。何れも前年比がプラスとなっております。

なお、資料は国税庁全体の実績値となっておりますが、熊谷署における実績値は、

○オンライン利用率

国税申告 2 手続が 56.5% (目標▲1.5 ポイント)

国税申告 4 手続が 77.3% (目標+5.3 ポイント)

申請届出 9 手続が 80.6% (目標+18.6 ポイント)

○ICT 活用率 80.2% (目標+8.2 ポイント)

となっております。

国税申告 2 手続については、目標値に届いていませんが、オンライン利用率の各手続及び ICT 活用率は、前年よりポイントが増加しておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

(2) ダイレクト納付の利用促進について

(管理運営部門)

別添 2 「ダイレクト納付をご利用ください」参照

別添 3 「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」参照

ダイレクト納付の利用勧奨につきましては、日頃からご協力いただきましてありがとうございます。

国税庁では、納税者の利便性向上及び行政運営の効率化等の観点から、従前よりダイレクト納付の利用拡大に取り組んでおり、利用可能金融機関の拡大や複数口座の登録利用など、更なる利便性の向上を図っているところでございます。

別添 2 の「ダイレクト納付をご利用ください」や別添 3 の「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」及び国税庁 HP に掲載しております「ダイレクト納付手続マニュアル」等をご参考に、引続き関与先等への積極的な利用勧奨につきまして、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

(3) 納税証明書オンライン請求の利用促進について

(管理運営部門)

別添 4 「納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!!」参照

ご承知のとおり、納税証明書の交付請求は自宅や事務所のパソコン、またはスマートフォンやタブレット端末から e-Tax を使ったオンライン請求が可能となっております。

書面による請求に比べ、手数料が安く、受取日時をご指定いただくことで、窓口での待ち時間が短縮できるなどのメリットがございます。
引続き関与先等への利用勧奨につきまして、ご協力をお願いいたします。

- (4) 個人事業者に対する消費税各種届出書の提出勧奨について (個人課税部門)
関東信越国税局文書照会センターから「消費税に関する届出についてのお尋ね」を随時発送
- ① 平成 30 年分消費税新規課税事業見込者及び免税事業見込者
発送予定：9 月中
 - ② 平成 31 年分消費税課税事業見込者及び免税事業見込者
発送予定：10 月中旬以降

「関東信越国税局文書照会センター」から記載の予定で随時送付となりますので、ご承知置きくださるようお願いいたします。

なお、関与先からの記載・提出等に関するお問い合わせ等がございましたら、先生方からご指導いただくとともに、ご質問等は書面に記載のある「文書照会センター」宛てに問い合わせさせていただくよう併せてお願いいたします。

- (5) 特定路線価設定申出書の提出チェックシートの活用について (資産課税部門)
別添 5 「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」参照

特定路線価の設定の要否判定に資するため、別添 5 「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」(以下「チェックシート」という。)を導入しており、チェックシートの活用をしていただくとともに、併せて、特定路線価設定申出書に添付の上、提出していただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- (6) 会計検査院の資産税関係の指摘事項について (資産課税部門)

会計検査院から下記の内容を指摘されております。いずれも過去において指摘された事項ですが、再発防止にご協力をお願いいたします。

- ① 相続税関係では、取引相場のない株式の評価誤り、具体的には、評価会社が、「特定の評価会社」に該当するにもかかわらず、「一般の評価会社」に該当するものと誤認して、1 株当たりの価額を誤った評価方式に基づいて算定していた。
- ② 譲渡所得関係では、「相続財産を譲渡した場合の取得費の特例」(措置法 39 条)の適用誤り、具体的には、相続により財産を取得した際に他の相続人に代償金を支払っていたが、措置法 39 条の適用により取得費に加算される相続税額の算出に当たり、当該代償金に係る調整計算がされていなかった。

(7) 大法人の電子申告義務化について

(法人課税部門)

別添リーフレット「大法人についてe-Taxが義務化されます!!」参照

ご承知のとおり、平成30年度の税制改正により一定の法人が行う法人税等の申告はe-Taxにより提出しなければならないこととされました。

つきましては、別添のリーフレットをご覧ください。

添付書類

- 1 「平成29年度におけるe-Taxの利用状況等について」
- 2 「ダイレクト納付をご利用ください」
- 3 「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」
- 4 「納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!!」
- 5 「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」

別添リーフレット「大法人についてe-Taxが義務化されます!!」

平成 30 年 8 月
国 税 庁

平成 29 年度における e-Tax の利用状況等について

国税庁では、デジタルガバメントの実現に向けた政府全体の方針に基づき、利用目標の設定を含む累次の計画を策定し、これに沿って、e-Tax の普及及び定着に取り組んできました。

今般、平成 29 年度における各申告手続等のオンライン利用率等の実績値が確定しましたので公表します。

《評価指標》	《実績値》	《前年対比》
○ オンライン利用率 ※別紙 1 参照（3 ページ）		
・ 公的個人認証の普及割合等に左右される 国税申告 2 手続（所得税申告・消費税申告（個人））	55.1%	（+1.1 ポイント）
・ 上記以外の国税申告 4 手続（法人税申告 ・ 消費税申告（法人）・酒税申告・印紙税申告）	80.0%	（+2.0 ポイント）
・ 申請・届出等 9 手続	77.4%	（+13.1 ポイント）
○ ICT 活用率 ※ 別紙 2 参照（4 ページ）	79.8%	（+3.0 ポイント）
○ e-Tax の利用満足度	76.0%	（+2.6 ポイント）
○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」 の利用満足度	93.6%	（+5.7 ポイント）
○ オンライン申請の受付 1 件当たりの費用	273 円	（▲33 円）
○ 国税申告手続の事務処理時間	868,000 時間	（▲1,000 時間）

※用語については 2 ページ参照

（注）平成 28 年度までは「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき策定された「財務省改善取組計画」（平成 26 年 9 月財務省決定）に則り、税務手続のデジタル化目標の達成に向けた取組を推進しました。平成 29 年度においても、政府全体のデジタルガバメントの方針を踏まえ、当該計画の評価指標に係る e-Tax 利用率向上に取り組みました。

参考

○ オンライン利用率

申告等各手続の総件数のうち、e-Tax を利用して行ったものの件数（e-Tax 利用件数）が占める割合です。

○ ICT活用率

所得税申告及び消費税申告（個人）の総件数のうち、

① e-Tax 利用件数

② 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を印刷して書面により税務署に提出した件数の合計件数が占める割合です。

○ e-Tax の利用満足度

e-Tax ホームページ及び「確定申告書等作成コーナー」において、e-Tax の利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、上位評価（「とても良い」及び「やや良い」など上位2段階）の回答件数が占める割合です。

○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度

確定申告書等作成コーナーにおいて、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。

○ オンライン申請の受付1件当たりの費用

① e-Tax の運用等に係る年間経費

② システム整備に係る1年当たりの経費（※）

の合計額を e-Tax 利用件数で除して算出したものです。

（年間運営経費等（約 99 億円）÷ e-Tax 利用件数（約 3,600 万件）≒ 273 円）

※ システム整備に係る経費（システム開発費など）は、税制改正などにより毎年変動するため、システム整備に要した経費の総額を支出年数で除して算出。

○ 国税申告手続の事務処理時間

所得税、法人税及び消費税の申告手続について、書面申告の場合に要する事務処理（収受、入力、編てつ及び廃棄）に係る1件当たりの処理時間（※）に書面申告件数を乗じて算出したものです。

※ 「1件当たりの事務処理時間」は、サンプル調査に基づき推計。

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年対比
		%	%	%	%	ポイント
所得税申告	①	52.8	52.1	53.5	54.5	+1.0
消費税申告(個人)	②	56.0	58.8	63.2	66.1	+2.9
公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①～②の計)	③	53.0	52.5	54.0	55.1	+1.1
法人税申告	④	71.6	75.4	79.3	80.0	+0.7
消費税申告(法人)	⑤	70.3	73.4	77.3	81.6	+4.3
酒税申告	⑥	90.9	91.1	82.0	81.2	▲0.8
印紙税申告	⑦	62.8	62.3	60.5	59.2	▲1.3
上記以外の国税申告4手続(④～⑦の計)	⑧	71.0	74.3	78.0	80.0	+2.0
給与所得の源泉徴収票等(6手続)	⑨	49.4	54.9	57.9	59.5	+1.6
利子等の支払調書	⑩	29.1	29.7	27.4	23.1	▲4.3
納税証明書の交付請求	⑪	5.8	8.0	9.9	10.8	+0.9
電子申告・納税等開始(変更等)届出書	⑫	99.5	99.4	99.3	99.4	+0.1
申請・届出等9手続(⑨～⑫の計)	⑬	58.4	61.7	64.3	77.4	+13.1

財務省改善取組計画の改善促進手続

(別紙1)

(注)1 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。
 2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ ICT活用率

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年対比
区分	利用件数	13,216,410 件	13,689,123 件	14,490,442 件	15,487,343 件	106.9 %
	ICT活用率	72.1 %	74.0 %	77.0 %	80.0 %	+3.0ポイント
所得税申告	利用件数	741,676 件	777,112 件	828,192 件	859,959 件	103.8 %
	ICT活用率	65.8 %	68.7 %	73.2 %	76.2 %	+3.0ポイント
消費税申告(個人)	利用件数	13,958,086 件	14,466,235 件	15,318,634 件	16,347,302 件	106.7 %
	ICT活用率	71.8 %	73.7 %	76.8 %	79.8 %	+3.0ポイント
合計						

(別紙2)

○ オンライン(e-Tax)利用件数

区分	年度	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			前年対比	
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	%	%
財務省改善取組計画の改善促進手続	所得税申告(個人)	①	9,536,950	9,502,304	9,921,691	10,430,168	105.1							105.1	
	消費税申告(個人)	②	630,359	664,337	714,773	745,056	104.2							104.2	
	公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①～②の計)	③	10,167,309	10,166,641	10,636,464	11,175,224	105.1							105.1	
	法人税申告	④	1,848,056	1,962,072	2,085,431	2,128,054	102.0							102.0	
	消費税申告(法人)	⑤	1,367,749	1,437,904	1,524,073	1,624,911	106.6							106.6	
	酒税申告	⑥	38,303	38,199	34,721	35,299	101.7							101.7	
	印紙税申告	⑦	85,083	86,286	84,549	84,287	99.7							99.7	
	上記以外の国税申告4手続(④～⑦の計)	⑧	3,339,191	3,524,461	3,728,774	3,872,551	103.9							103.9	
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)	⑨	1,796,095	1,896,958	2,058,201	2,188,589	106.3							106.3	
	利子等の支払調書	⑩	25,335	23,926	20,034	13,778	68.8							68.8	
	納税証明書交付請求	⑪	83,663	107,705	144,048	150,104	104.2							104.2	
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書	⑫	2,683,560	2,610,674	2,968,857	7,316,619	246.4							246.4	
	申請・届出等9手続(⑨～⑫の計)	⑬	4,588,653	4,639,263	5,191,140	9,669,090	186.3							186.3	

財務省改善取組計画の改善促進手続全体(③、⑥及び⑬の計)		⑭	18,095,153	18,330,365	19,556,378	24,716,865	126.4							126.4	
上記⑭以外の申請・届出等		⑮	5,101,061	4,052,264	5,748,278	5,518,884	96.0							96.0	
納付手続継続		⑯	3,816,196	4,394,528	5,122,803	5,817,975	113.6							113.6	
合計(⑭～⑯の計)			27,012,410	26,777,157	30,427,459	36,053,724	118.5							118.5	

(注) 「給与所得の源泉徴収票等(6手続) ⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調査をいいます。

○ e-Tax の普及・定着に向けた主な取組

添付書類

- ・e-Tax による所得税申告において、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の添付を省略（平成 20 年 1 月～）
- ・別途書面による提出が必要であった出資関係図などの添付書類について、イメージデータによる提出が可能【法人税法等による添付書類（平成 28 年 4 月～）】
- ・法人税申告の財務諸表等について、税務・会計ソフトが持つデータを e-Tax で送信できるよう、e-Tax で受付可能なデータ形式に変換するプログラムを税務・会計ソフトの開発業者へ提供（平成 28 年 4 月～）
- ・別途書面による提出が必要であった住宅借入金等の残高証明書の添付書類について、イメージデータによる提出が可能【所得税法等による添付書類（平成 29 年 1 月～）】

電子署名

- ・税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、e-Tax で申告等を行う場合の納税者本人の電子署名の省略（平成 19 年 1 月～）
- ・e-Tax を利用できるパソコンを税務署に設置し、e-Tax の利便性を体験してもらい、翌年以降、自宅のパソコンから e-Tax を利用してもらうことを目的とした施策を導入（平成 20 年 1 月～）

インセンティブ措置

- ・e-Tax 還付申告について、処理期間を通常の 6 週間程度から 3 週間程度に短縮（平成 18 年 11 月～）
- ・個人の自宅等からの e-Tax 還付申告のうち、1 月・2 月申告分については、2～3 週間程度で処理（平成 26 年 1 月～）

利用可能時間

- ・所得税確定申告時期について、e-Tax の 24 時間受付（平成 19 年 2 月～）及び日曜日のヘルプデスクの受付を実施（平成 22 年 2 月～）
- ・e-Tax の受付日について、法人税申告書等の提出が多い、5 月、8 月、11 月の最後の土曜日及び日曜日に拡大（平成 28 年 5 月～）

システム改善等

e-Tax ホームページ及び納付手続等について、タブレット端末等のスマートデバイスに対応（平成 26 年 6 月～）

マイナポータルと e-Tax との認証連携

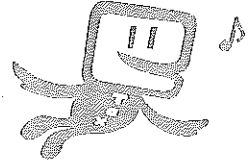
マイナポータルと e-Tax との認証連携を開始し、メッセージボックスの閲覧などの一部機能の利用開始（平成 29 年 1 月～）

／ 国税の納付は、／

簡単・便利

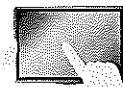
ダイレクト納付

をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで納付手続きが行えます！
- ⇒ 電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です。

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ⇒ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です。
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！

ダイレクト納付を利用するには



ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある
利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。



利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。



ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」（P3）にご利用になられる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3)記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、☐ 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所等所轄する税務署へ提出してください。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。

⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。

⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。
【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限ります。
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。

⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
【注】お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手持ちの口座番号を0で埋めてください。
【例】0001234

⑨ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】前半の記号は必ず5桁となります。
また、後半の番号は左詰で記載してください。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
2 振替口座の場合

**国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書**

収入番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

〒100-0004 東京都千代田区千代田 1-1-1
株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎

私(貴社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することにより、納税の効率化を図ります。
なお、税務士から申告書等を代理送信した場合には、税務士が私(貴社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできること、あわせて同意します。

私(貴社)は、国税の納税を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を締結の上、依頼します。
1 指定預貯金口座

(〒100-0004) 電話 03 (1234) 5678 (金融機関が指定)

住所(所在地) 東京都千代田区千代田 1-1-1
(申告書記載) 東京都千代田区千代田 3-3-3
(フリガナ) カブシキガイシャコクセイシャコクダイキョウリョウモリヤク コウセイロウ

氏名 (法人名及び代表者氏名) 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎

指定金融機関 財 西 東京

預金種別 (総合) 2. 当座 3. 納税専用 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

ゆうちょ銀行 記号番号

2 振替日時: 振替依頼受付日時
3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

(下欄専用)
1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
2 振替番号等未登録 5 その他
3 振替入力

入 力 訂 正 入 力 通 付 送 附

金融機関番号

振替番号

(下欄専用)
A 印刷錯誤 B 印紙不鮮明 C 口座番号誤差 D 口座残高不足 E 入金日超過 F 住所不明 G 支店名誤差 H その他 (備考)

受付 印刷 届出 届出 印

(印刷番号)

(届出番号)

※記載要領は、法人を例に示しています。

③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。

⑩ ①から⑨までを記載後、
預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

切り取り線で
切りはなして
提出して
ください

ダイレクト納付の利用方法

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する
事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。※
 - 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
 - 3 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する
ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- 「今すぐ納付される方」を選択**

届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択

届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。
- (注) 指定した日の朝、他の公共料金等の引落し等がある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。
- 4 納付状況を確認する
納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。
(注) 残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、②の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

おすすめ

※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀 行・信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協	本 店・支 店 本 所・支 所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
 2 整理番号等未登録 5 その他
 3 重複入力

入	力	訂	正	入	力	送	付	登	録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違 F 住所相違
 B 印鑑不鮮明 G 支店名相違
 C 口座番号相違 H その他
 D 口座該当なし
 E 名義人相違
 (備考)

受 付 印 印 鑑 照 合 検 印

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(口座識別番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(認証番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

（注）電子納税を利用する場合、事前に「電子申告・納税等開始届出書」（e-Taxの開始届出書）を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。



ATMで電子納税

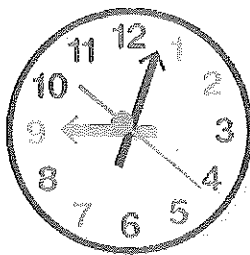
インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

（注）ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、荘内銀行、七十七銀行、群馬銀行、足利銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、南都銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行です。（平成29年9月末現在）

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。
詳しくは e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



平成 29 年 12 月

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（銀行・信用組合・労働金庫）

【平成30年6月21日現在】

局所等	銀行	信用組合	労働金庫	銀 行		信 用 組 合		労働金庫	
				導入済み	導入予定	導入済み	導入予定	導入済み	導入予定
都市銀行等	6	0	0	みずほ銀行、三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行					
札幌	2	3	1	北洋銀行、北海道銀行		札幌中央信用組合、北央信用組合 釧路信用組合		北海道労働金庫	
仙台	13	5	1	青森銀行、秋田銀行、岩手銀行 北日本銀行、七十七銀行、荘内銀行 仙台銀行、東邦銀行、北都銀行 みちのく銀行、山形銀行、東北銀行 大東銀行		仙北信用組合、いわき信用組合 秋田県信用組合、福島県商工信用組合 青森県信用組合	会津商工信用組合	東北労働金庫	
関東信越	12	15	2	足利銀行、群馬銀行、常陽銀行 第四銀行、筑波銀行、東和銀行 栃木銀行、長野銀行、八十二銀行 武蔵野銀行、北越銀行、大光銀行		茨城県信用組合、協栄信用組合 群馬県信用組合、新潟県信用組合 長野県信用組合、真岡信用組合 あかぎ信用組合、那須信用組合 埼玉信用組合、新栄信用組合 さくらの街信用組合、巻信用組合 新潟大栄信用組合、塩沢信用組合 糸川信用組合		新潟県労働金庫 長野県労働金庫	
東京	8	17	1	京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行 東京都民銀行、東日本銀行 山梨中央銀行、横浜銀行、八千代銀行		あすか信用組合、君津信用組合 青和信用組合、相愛信用組合 第一勧業信用組合、大東京信用組合 都留信用組合、山梨県民信用組合 房総信用組合、中ノ郷信用組合 神奈川県医師信用組合、共立信用組合 文化産業信用組合、銚子商工信用組合 七島信用組合、全東栄信用組合 江東信用組合		中央労働金庫	
金沢	6	0	1	福井銀行、福井銀行、北陸銀行 北國銀行、富山第一銀行、富山銀行				北陸労働金庫	
名古屋	12	5	2	愛知銀行、大垣共立銀行、静岡銀行 静岡中央銀行、清水銀行、十六銀行 スルガ銀行、中京銀行、名古屋銀行 百五銀行、三重銀行、第三銀行		愛知県中央信用組合、飛騨信用組合 益田信用組合、岐阜商工信用組合 豊橋商工信用組合		静岡県労働金庫 東海労働金庫	
大阪	9	7	1	池田泉州銀行、京都銀行、紀陽銀行 近畿大阪銀行、滋賀銀行、南都銀行 みなと銀行、関西アーバン銀行 但馬銀行		滋賀県信用組合、淡路信用組合 のぞみ信用組合、兵庫県信用組合 近畿産業信用組合、大同信用組合 成協信用組合		近畿労働金庫	
広島	9	2	1	西京銀行、山陰合同銀行、鳥取銀行 トマト銀行、広島銀行、中国銀行 山口銀行、もみじ銀行、島根銀行		広島市信用組合、笠岡信用組合		中国労働金庫	
高松	8	1	1	阿波銀行、伊予銀行、愛媛銀行 香川銀行、高知銀行、四国銀行 徳島銀行、百十四銀行		香川県信用組合		四国労働金庫	
福岡	7	0	1	佐賀銀行、十八銀行、親和銀行 北九州銀行、西日本シティ銀行 福岡銀行、筑邦銀行				九州労働金庫	
熊本	5	2	0	大分銀行、熊本銀行、肥後銀行 鹿児島銀行、宮崎銀行		大分県信用組合、熊本県信用組合			
沖縄	2	1	1	沖縄銀行、琉球銀行		奄美信用組合		沖縄県労働金庫	
合計	99	58	13						

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。

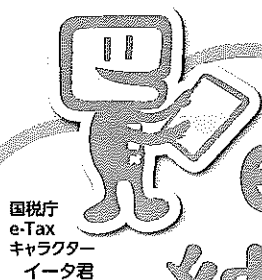
2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧(信用金庫)

【平成30年6月21日現在】

サービス開始済み							導入予定
県庁	信金数	名 称					名 称
札幌	22	札幌信用金庫	旭川信用金庫	道南うみ街信用金庫	帯広信用金庫	渡島信用金庫	
		室蘭信用金庫	北門信用金庫	小樽信用金庫	釧路信用金庫	遠軽信用金庫	
		空知信用金庫	伊達信用金庫	稚内信用金庫	大地みらい信用金庫		
		苫小牧信用金庫	北空知信用金庫	留萌信用金庫	北見信用金庫		
		北海信用金庫	日高信用金庫	北星信用金庫	網走信用金庫		
仙台	26	東奥信用金庫	盛岡信用金庫	水沢信用金庫	二本松信用金庫	気仙沼信用金庫	山形信用金庫
		秋田信用金庫	宮古信用金庫	会津信用金庫	福島信用金庫	白河信用金庫	
		羽後信用金庫	一関信用金庫	郡山信用金庫	青い森信用金庫	宮城第一信用金庫	
		米沢信用金庫	北上信用金庫	ひまわり信用金庫	社の都信用金庫	仙南信用金庫	
		鶴岡信用金庫	花巻信用金庫	あぶくま信用金庫	石巻信用金庫	須賀川信用金庫	
関東信越	34	高崎信用金庫	北群馬信用金庫	佐野信用金庫	新潟信用金庫	上越信用金庫	アルプス中央信用金庫 加茂信用金庫
		桐生信用金庫	しのめ信用金庫	大田原信用金庫	長岡信用金庫	松本信用金庫	鳥山信用金庫 長野信用金庫
		アイオー信用金庫	足利小山信用金庫	結城信用金庫	三条信用金庫	上田信用金庫	青木信用金庫 埼玉縣信用金庫
		利根郡信用金庫	栃木信用金庫	川口信用金庫	新発田信用金庫	諏訪信用金庫	新井信用金庫 水戸信用金庫
		館林信用金庫	鹿沼相互信用金庫	飯能信用金庫	柏崎信用金庫	飯田信用金庫	村上信用金庫
東京	38	川崎信用金庫	東京ベイ信用金庫	興産信用金庫	亀有信用金庫	目黒信用金庫	巣鴨信用金庫 さがみ信用金庫
		朝日信用金庫	佐原信用金庫	さわやか信用金庫	小松川信用金庫	世田谷信用金庫	青梅信用金庫 城南信用金庫
		西武信用金庫	かながわ信用金庫	東京シティ信用金庫	足立成和信用金庫	東京信用金庫	甲府信用金庫
		千葉信用金庫	中栄信用金庫	芝信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫	山梨信用金庫
		餃子信用金庫	中南信用金庫	東栄信用金庫	昭和信用金庫	瀬野川信用金庫	平塚信用金庫
		多摩信用金庫	横浜信用金庫	東京三協信用金庫	館山信用金庫	湘南信用金庫	東京東信信用金庫
金沢	16	富山信用金庫	にいかわ信用金庫	石動信用金庫	北陸信用金庫	福井信用金庫	越前信用金庫
		高岡信用金庫	永見伏木信用金庫	金沢信用金庫	鶴来信用金庫	敦賀信用金庫	
		新湊信用金庫	砺波信用金庫	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	小浜信用金庫	
名古屋	38	静岡信用金庫	磐田信用金庫	東濃信用金庫	岡崎信用金庫	碧海信用金庫	北伊勢上野信用金庫 桑名信用金庫
		静岡信用金庫	焼津信用金庫	関信用金庫	いちい信用金庫	西尾信用金庫	三重信用金庫 高山信用金庫
		浜松信用金庫	富士信用金庫	八幡信用金庫	瀬戸信用金庫	蒲郡信用金庫	紀北信用金庫
		沼津信用金庫	遠州信用金庫	大垣西濃信用金庫	半田信用金庫	尾西信用金庫	富士宮信用金庫
		三島信用金庫	岐阜信用金庫	愛知信用金庫	知多信用金庫	中日信用金庫	掛川信用金庫
		島田信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	津信用金庫	東春信用金庫	豊川信用金庫
大阪	29	京都信用金庫	長浜信用金庫	北おおさか信用金庫	奈良中央信用金庫	淡路信用金庫	但馬信用金庫
		京都中央信用金庫	湖東信用金庫	きのくに信用金庫	西兵庫信用金庫	神戸信用金庫	播州信用金庫
		大阪信用金庫	枚方信用金庫	姫路信用金庫	中兵庫信用金庫	永和信用金庫	日新信用金庫
		大阪厚生信用金庫	大阪商工信用金庫	兵庫信用金庫	但馬信用金庫	新宮信用金庫	滋賀中央信用金庫
		大阪シティ信用金庫	大和信用金庫	尼崎信用金庫	京都北部信用金庫	奈良信用金庫	
広島	21	鳥取信用金庫	日本海信用金庫	津山信用金庫	日生信用金庫	しまなみ信用金庫	東山口信用金庫
		米子信用金庫	島根中央信用金庫	玉島信用金庫	備前信用金庫	広島みどり信用金庫	
		倉吉信用金庫	おかやま信用金庫	備北信用金庫	広島信用金庫	萩山口信用金庫	
		しまね信用金庫	水島信用金庫	吉備信用金庫	呉信用金庫	西中国信用金庫	
高松	9	徳島信用金庫	観音寺信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫	幡多信用金庫	
		阿南信用金庫	愛媛信用金庫	東予信用金庫	高松信用金庫		
福岡	12	福岡信用金庫	大牟田柳川信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫	佐賀信用金庫	九州ひぜん信用金庫
		福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	大川信用金庫	唐津信用金庫	伊万里信用金庫	たちばな信用金庫
熊本	14	熊本信用金庫	熊本中央信用金庫	大分みらい信用金庫	高鍋信用金庫	鹿児島相互信用金庫	延岡信用金庫 都城信用金庫
		熊本第一信用金庫	天草信用金庫	宮崎信用金庫	鹿児島信用金庫	奄美大島信用金庫	大分信用金庫 南郷信用金庫
沖縄	1	コザ信用金庫					
合計	260						

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日の変更される場合があります。
2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。



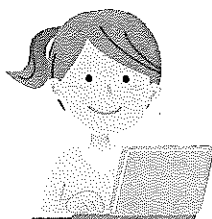
イータックス
e-Taxを使った
納税証明書の
オンライン請求を
ぜひご利用ください!!

とても
便利!

▶ スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

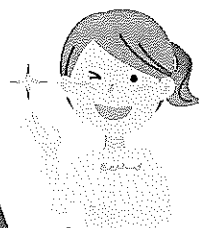
自宅等で
請求データを作成

自宅等のパソコンや
スマートフォン、
タブレット端末で
納税証明書請求
データを作成します。



税務署窓口で
本人確認後に受取

窓口で書面により
請求する場合と比べ
短い時間で
受け取れます。



(請求日当日の受取を指定された
場合には、多少お時間をいただく
ことがあります。)

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の
送信が不要です!!

メリット

1

手数料が安価です。

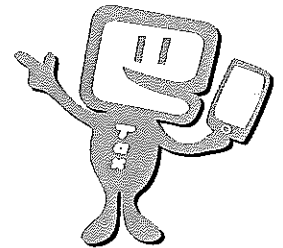
1 税目 1年度
1 枚 370円
(通常400円)

メリット

2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

オンライン請求の手順



納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
 - ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4 納税証明書の受取 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送

または
電子ファイルで
受け取る
場合

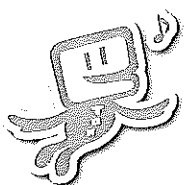
本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。

インターネットバンキングやATM等からページーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。



e-Taxの
利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： _____

土地等の所在地： _____

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。

1 特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためのものですか。 ☐ はい	いいえ → 相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価を設定できません。
2 評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）内にありますか。 ※財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）でご確認願います。 ☐ はい	いいえ → 「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、原則として固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価しますので、特定路線価の設定は不要です。
3 評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。 ☐ はい	いいえ → 原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は不要です。 評価方法など不明な点につきましては、税務署にご相談ください。
4 特定路線価の設定が必要な道路は、建築基準法上の道路等（☐公道 ☐私道（位置指定道路） ☐その他）ですか。 ※ 該当するかどうかご不明な場合は、県又は市町村の部署（建築指導課等）で確認できます。 ☐ はい	いいえ →
特定路線価の設定が必要な場合には、「特定路線価設定申出書」を提出してください。	

※1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。

なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。

- ① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
- ② 「建築基準法第43条第1項ただし書」に規定する道路等

※2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。

※3 特定路線価の設定には、概ね1か月程度の期間を要します。

※4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評価担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。

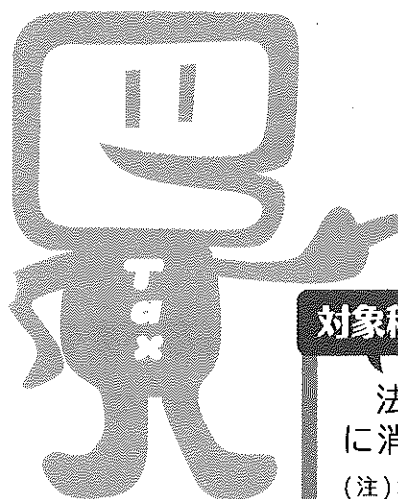
※5 税務署での面接による相談は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

特定路線価評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 水戸税務署 評価専門官 TEL 029-231-4211 (代表)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 宇都宮税務署 評価専門官 TEL 028-621-2151 (代表)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 前橋税務署 評価専門官 TEL 027-224-4371 (代表)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 川越税務署 評価専門官 TEL 049-235-9411 (代表)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 浦和税務署 評価専門官 TEL 048-600-5400 (代表)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 春日部税務署 評価専門官 TEL 048-733-2111 (代表)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟税務署 評価専門官 TEL 025-229-2151 (代表)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 長野税務署 評価専門官 TEL 026-234-0111 (代表)

上記代表電話番号宛で連絡の際には、自動音声によりご案内しますので、案内番号のうち「2」を選択していただきますと税務署につながります。

大法人についてe-Taxが義務化されます!!



平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、e-Taxにより提出しなければならないこととされました（以下「e-Tax義務化」といいます。）。

e-Tax義務化の概要は以下のとおりです。

対象税目

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

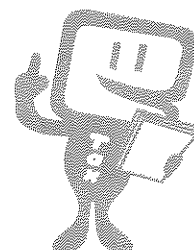
（注）地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。

対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

対象法人の範囲

- ① 内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
 - ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※ 消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体



対象手続

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書



適用日

平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用

また、e-Tax義務化とともに、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していくこととしております。

詳細は次ページ

e-Tax 義務化とともに、以下のような



提出情報等のスリム化

● 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

記載件数が100件を超える場合については、①又は②の記載方法によることも可能とします。

- ① 売掛金(未収入金)や買掛金(未払金・未払費用)など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目(14科目)を対象に、上位100件のみを記載する方法(記載省略基準の柔軟化)
- ② 受取手形の内訳書など、記載単位を(取引等の)相手先としている勘定科目(7科目)を対象に、支店・事業所別に記載する方法(記載単位の柔軟化)

※ ①②のほか、一部の記載項目(「貸付金及び受取利息の内訳書」の「貸付理由」欄など)を削除するなどの簡素化を行います。

● イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。

※ そのほか、土地収用証明書等の添付を不要とします。



データ形式の柔軟化

● 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

エクセル等で作成可能なCSV形式による提出を可能とします(国税庁から標準フォームを提供(財務諸表については勘定科目コードを公表))。

※ 現状、e-Taxで送信可能なデータ形式は一律XML形式若しくはXBRL形式としています。



提出方法の拡充

● e-Taxの送信容量の拡大

送信1回当たりの上限を、申告書は約2倍(約5,000枚)、添付書類は約5倍(約100枚)に拡大します。

● 添付書類等の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)

e-Taxの送信容量を超えてしまうような場合に対応するため、光ディスク等による提出を可能とします。

環境整備を実施し、利便性の向上を図ります。



提出先の一元化

● 国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化

外形標準課税対象法人等が、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなします。

● 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

e-Taxにより提出した場合に、連結親法人による個別帰属額等の届出書の一括提出を可能とします。

※ そのほか、連結親法人となる法人等が連結納税の承認の申請書を提出した場合に、連結子法人となる法人等が提出することとされている、連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書等の提出を不要とします。



認証手続の簡便化

● 法人の認証手続の簡便化

- ① 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止します（これにより、e-Taxにより提出した場合、経理責任者の電子署名は不要となります。）。
- ② 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

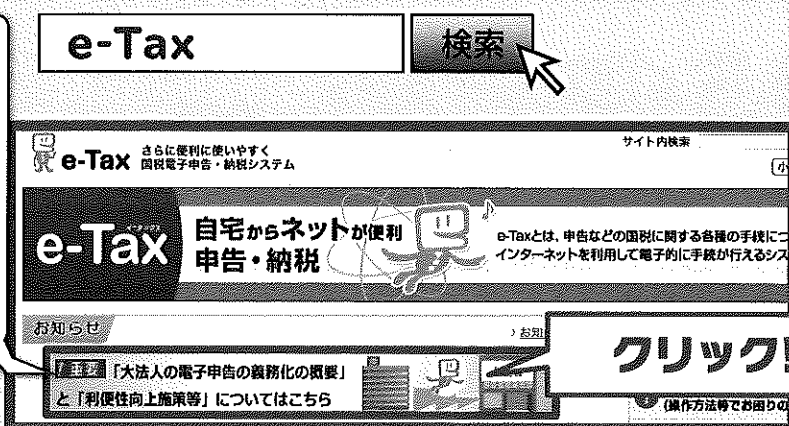
詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

《掲載内容》

- ・電子申告の義務化の概要
- ・利便性向上施策等一覧（施策別）
- ・利便性向上施策等一覧（適用開始時期（予定）順）
- ・電子申告の義務化についてよくある質問

など



e-Tax 義務化についてのQ&A

Q1 大法人の判定はいつの時点で行われますか？

「大法人」に該当するかどうかは「事業年度開始の時」に判定します。

(注) 消費税の申告において、期間特例を受けている法人の各課税期間の消費税申告についても、「事業年度開始の時」に判定します。

Q2 決算期変更以外でe-Tax義務化の開始時期が早くなる場合は？

平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)では、法人税(消費税)において予定(中間)申告(仮決算の場合も含む。)を行う場合、消費税において期間特例を選択している場合などが挙げられます。

Q3 e-Tax義務化の対象となった場合は？

所轄税務署長に対し、e-Tax 義務化の対象法人である旨の届出書を提出する必要があります。

Q4 大法人がe-Taxを行わず、書面で申告した場合は？

e-Tax 義務化の対象となる法人が、e-Tax により法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。

(注) 2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

Q5 インターネット回線の故障などによりe-Taxができない場合は？

災害その他の理由によって、e-Tax により法定申告期限までに申告書を提出することが困難な場合には、所轄税務署長の承認を得た上で、書面により申告書を提出することで、例外的に申告義務が履行されたものとみなされ、その書面による申告書は有効なものとして取り扱われます。

なお、所轄税務署長の承認を得るためには、事前に申請書を提出する必要があります。